

【パネルディスカッション】安全で適正な輸血のために

演者：医療法人一心会 伊奈病院  
検査科 技師長 濱田 昇一

「はじめに」2003年7月、輸血医療に関する関係者の責務が明記された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（血液法）」が施行され輸血医療に関する基本的な規定と適正な輸血療法を実現する医療機関体制が強化された。中小病院では、何が出来るのか。

「当院での取り組み」1：一元管理による輸血業務の流れを図式化し医師・看護師への指導と知識確認 2：適正使用の推進—輸血受注時に検査値を確認、輸血量を含めた適応をチェックし、不明、疑問時には直ちに主治医へ連絡 3：自己血輸血の推進 4：副作用情報の全例収集—副作用の有無に係わらず、輸血実施患者全員について副作用情報を収集 5：兼務技師における統一した検査技術の策定（カラム法の導入） 6：安全性の確保（血液の保管・管理）

「結語」輸血管理は、安全で適正な輸血の推進のみならず、遡及調査への対応、自己血輸血の推進・安全性の向上など多岐にわたる。人員の限られた施設では、医師・看護師を含む病院全体での取り組みが特に必要であり（医療安全の観点からも）また、外部機関である血液センターとの密接な連携は、安全で適正な輸血を推進するためには、特に重要である。